

1. 組織形態別農業経営体数（平成17年～平成27年）

単位：経営体

区分 年次	農業 経営体 総数	法人化している													地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない	個人経営体
		計	農事組 合法人	会 社						各 種 団 体				そ の 他 の 法 人			
				小 計	株 式 会 社	合 名 ・ 合 資 会 社	合 同 会 社	相 互 会 社	小 計	農 協	森 林 組 合	そ の 他 の 各 種 団 体					
十和田市																	
平成17年	3,299	23	5	6	6	-	-	-	-	12	12	-	-	-	4	3,272	3,250
平成22年	2,808	33	7	15	15	-	-	-	-	11	11	-	-	-	1	2,774	2,723
平成27年	2,308	52	5	18	18	-	-	-	-	23	7	-	16	6	-	2,256	2,243
旧十和田市																	
平成17年	2,533	20	5	6	6	-	-	-	-	9	9	-	-	-	4	2,509	2,495
平成22年	2,179	29	7	15	15	-	-	-	-	7	7	-	-	-	1	2,149	2,108
平成27年	1,765	46	5	16	16	-	-	-	-	19	3	-	16	6	-	1,719	1,709
旧十和田湖町																	
平成17年	766	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	763	755
平成22年	629	4	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	625	615
平成27年	543	6	-	2	2	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	537	534

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

②農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。

③農事組合法人とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

④株式会社とは、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。

⑤合名・合資会社とは、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

⑥合同会社とは、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

⑦農協とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

⑧森林組合とは、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

⑨その他の各種団体には、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。

⑩その他の法人とは、農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

⑪地方公共団体には、都道府県、市区町村が該当する。

⑫財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

⑬個人経営体とは、「農業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一人は含まない）。